令和 8 年度

町税のしおり

～町税の納付は便利な口座振替で～





利根町観光協会
イメージキャラクター
「とねりん」

利　根　町

町 税 に つ い て

皆様にご負担いただく町税は，まちづくりを進めていく上でもっとも重要な財源であり，町民の皆様に正しくご理解いただき，納めていただくことが必要です。

納めていただいた税金は，町民の皆様が安心．安全．安定したまちづくりの実現に向け，有効に使わせていただきます。

この「町税のしおり」は，令和８年度における町税のしくみをわかりやすくまとめたものです。ぜひご覧いただき，町税についてより一層のご理解とご協力をお願いします。

も　く　じ

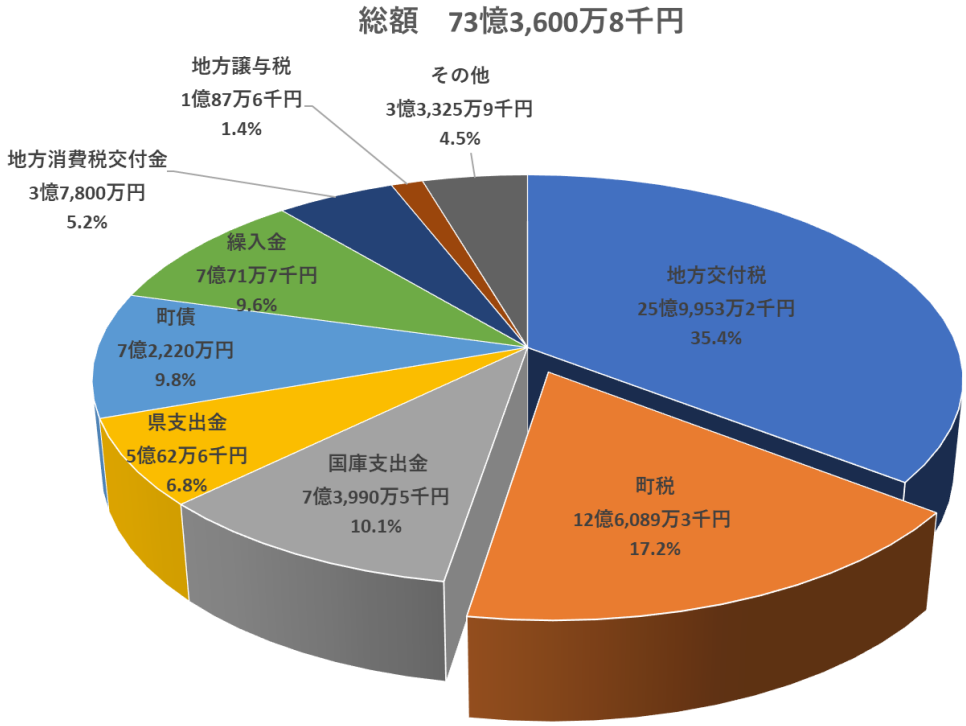
令和８年度歳入歳出予算 …… 2
地方税（地方公共団体に納める税金） …… 4
住民税 …… 8
固定資産税 …… 16
都市計画税 …… 20
軽自動車税 …… 24
町たばこ税 …… 28
納税方法 …… 29
税務証明 …… 32
諸税に関するお問い合わせ …… 35
関係機関案内図 …… 36

令和８年度歳入歳出予算

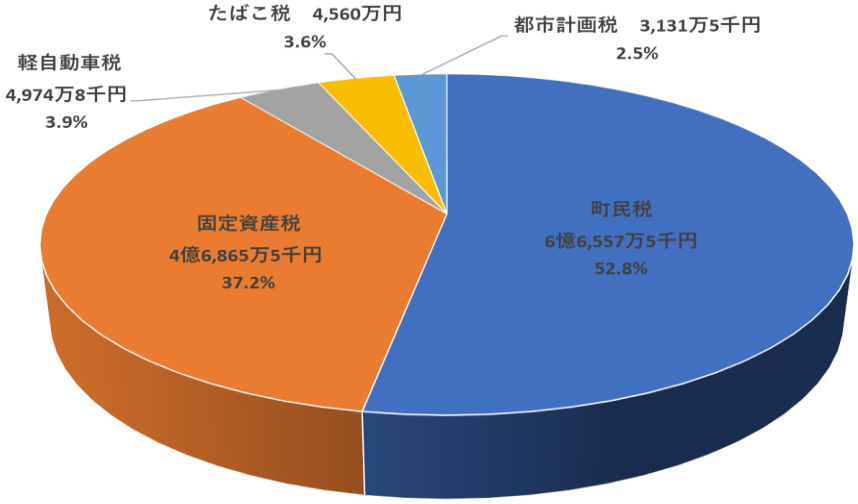
歳入予算

本町行政のさまざまな事務・事業に必要な財源は，地方交付税，町税，町債，繰入金，国庫支出金などでまかなわれています。

令和８年度の利根町の歳入予算額は，７３億３，６００万８千円で，このうち町民のみなさまに納めていただく町税は，１２億６，０８９万３千円となり，これは歳入全体の１７．２％を占め，町の重要な財源となっています。



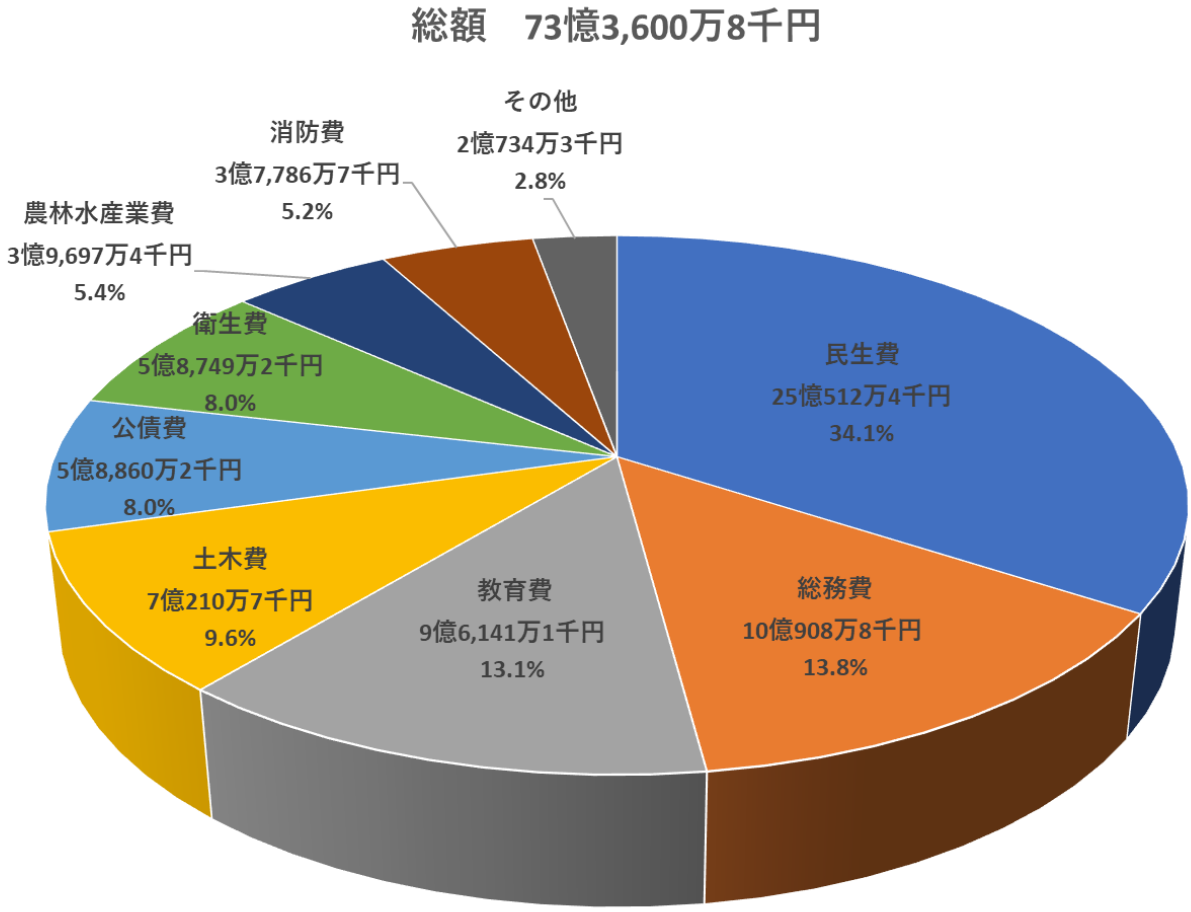
町税内訳



令和8年度歳入歳出予算

歳出予算

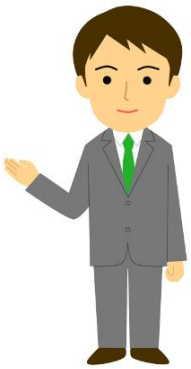
町では，町民のみなさまの生活の向上と福祉の増進を図っていくため，さまざまな事業を行っています。



町民1人当りに使われる金額

一般会計歳出予算を町民１人当りに換算すると・・・

民　生　費　１６１，５００円	衛　生　費　３７，９００円
総　務　費　６５，１００円	農林水産業費　２５，６００円
教　育　費　６２，０００円	消　防　費　２４，４００円
土　木　費　４５，３００円	そ　の　他　１３，４００円
公　債　費　３８，０００円	



〔合計〕
４７３，２００円

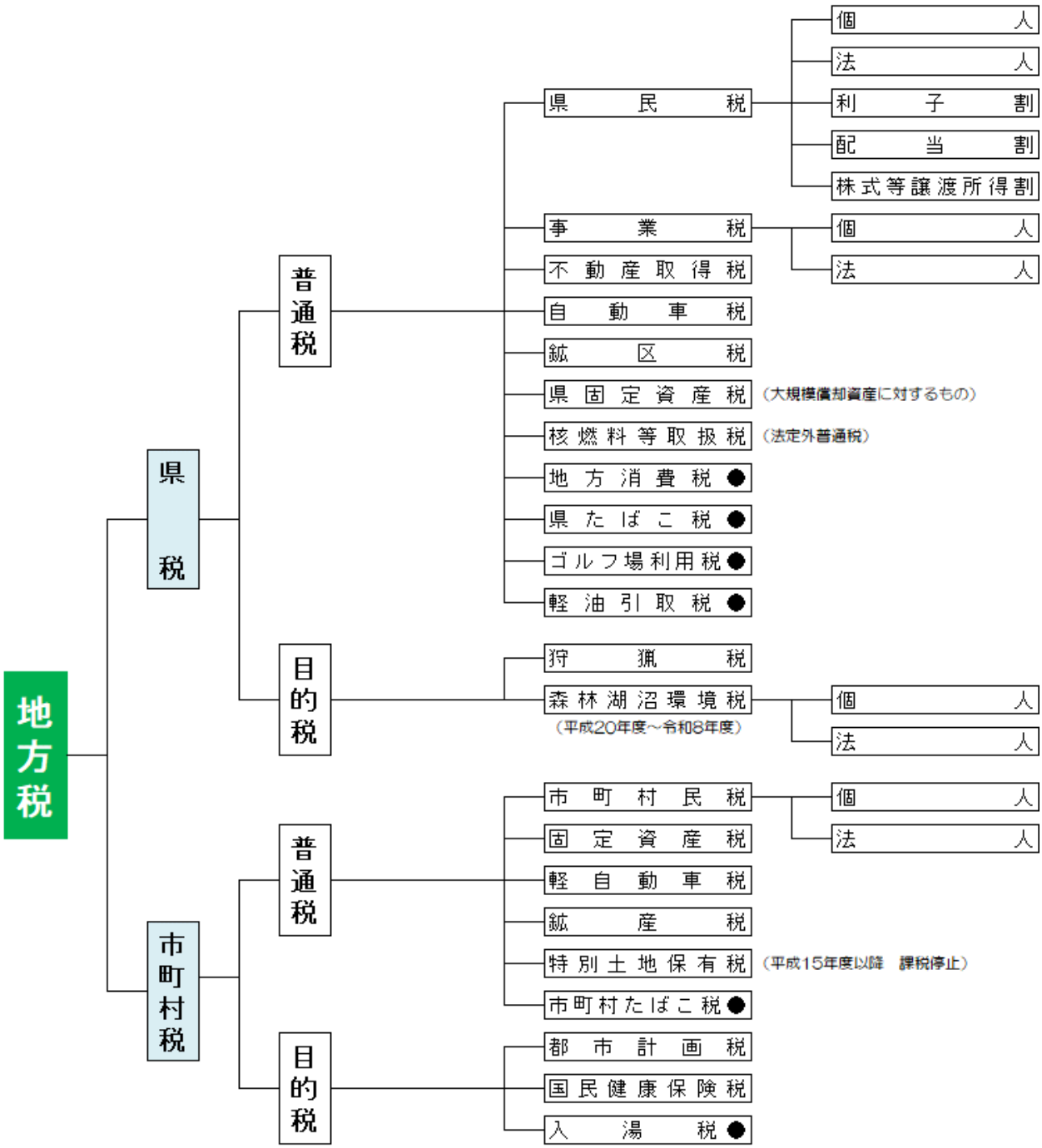
利根町の人口１５，５０７人（令和８年４月１日現在）

地方税（地方公共団体に納める税金）

税金には，国に納める「国税」と，地方公共団体に納める「地方税」とがあり，「地方税」はさらに，県に納める「県税」と市町村に納める「市町村税」に分けられます。

普通税　使途が特定されておらず，一般経費にあてることができるもの。

目的税　使途が特定されているもの。



直接税（●以外）税金を負担する人が，国や地方公共団体に直接納める税金

間接税（●）　実質的に税金を負担する人と，それを納める人が異なる税金

国税（国に納める税金）

国税（国に納める税金）

直接税	所得税 復興特別所得税	個人の１年間の所得に対してかかります。
	法人税	会社や協同組合などの法人の所得に対してかかります。
	相続税	財産を相続または遺贈により取得したときにかかります。
	贈与税	人から財産をもらったときにかかります。
	地方法人特別税 特別法人事業税	法人事業税の一部を分離して創設された税で，法人事業税の税額に対してかかります。
	地方法人税	法人住民税の一部を分離して創設された税で，法人税額に対してかかります。
	森林環境税	国内に住所がある個人に対してかかります。 （市町村において住民税均等割と併せて課税されます）

間接税	消費税	商品・製品の販売，物品の貸付け，サービスの提供などの取引や輸入される貨物に対してかかります。
	酒税	清酒，ビール，ウイスキーなどを製造場から出荷したときにかかります。
	たばこ税◆	たばこを製造場から出荷したときや輸入したときにかかります。
	たばこ特別税	
	揮発油税	自動車のガソリンなどを製造場から出荷したときや輸入したときにかかります。
	地方揮発油税◆	
	石油ガス税◆	自動車に石油ガスを入れたときにかかります。
	航空機燃料税◆	航空機燃料を航空機に積み込んだときにかかります。
	石油石炭税	原油や石炭を採取場から出荷したときや輸入したときにかかります。
	自動車重量税◆	車検を受ける自動車や車両番号の指定を受ける軽自動車の重量に応じてかかります。
	関税	外国から輸入した貨物にかかります。
	とん税	外国の貿易船が港へ入港したときにかかります。
	特別とん税	
	印紙税	契約書，受取書などで税法に定められた文書にかかります。
	登録免許税	不動産，船舶，会社の登録などにかかります。
	国際観光旅客税	船舶や航空機により日本から出国するときにかかります。
	電源開発促進税●	電力を供給する会社の供給量に応じてかかります。

直接税…税金を負担する人が，国や地方公共団体に直接納める税金

間接税…実質的に税金を負担する人と，それを納める人が異なる税金

普通税（●以外）…使いみちが特定されておらず，一般的な財源にあてられる税金
（注）国税（普通税）の一部には使いみちが特定されているものがあります。

目的税（●）……使いみちが特定されている税金

◆…納められた税額の一部または全部が市町村に交付される税金

令和８年度の主な改正点

令和８年度に改正された主な点は以下のとおりです。

給与所得控除の見直し（個人住民税）

給与所得者に適用される給与所得控除について，給与収入が１９０万円以下の場合の最低保障額が１０万円引き上げられました。

給与収入額	改正前	改正後
162 万５千円以下	55 万円	65 万円
162 万５千円超　180 万円以下	収入金額×40%-10 万円	65 万円
180 万超　190 万円以下	収入金額×30%+8 万円	65 万円
190 万超　360 万円以下	収入金額×30%+8 万円	改正なし
360 万超　660 万円以下	収入金額×20%+44 万円	改正なし
660 万超　850 万円以下	収入金額×10%+110 万円	改正なし
850 万円超	195 万円	改正なし

扶養親族等に係る所得要件の引き上げ（個人住民税）

各種扶養控除に関する所得要件額が 10 万円引き上げられました。（所得税も同様）

控除の種類	要件	改正前	改正後
配偶者控除・扶養控除	同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48 万円以下	58 万円以下
ひとり親控除	ひとり親と生計を一にする子の総所得金額等	48 万円以下	58 万円以下
寡婦控除 （離別の場合）	子以外の扶養親族の合計所得金額	48 万円以下	58 万円以下
雑損控除	雑損控除の適用が認められる親族の総所得金額等	48 万円以下	58 万円以下
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額	75 万円以下	85 万円以下
家内労働者等の 必要経費の特例	必要経費に算入する金額の最低保障額	55 万円	65 万円

大学生世代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の新設（個人住民税）

納税義務者が生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満（前年末において）の親族等（その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除く）を有する場合に受けられる控除額が，当該親族の合計所得金額に応じて徐々に減少する制度が新設されました。

※所得に応じた控除額の表は次ページです。

令和８年度の主な改正点

特定親族特別控除額

特定扶養親族の合計所得金額	控除額（所得税）	控除額（住民税）
58 万超　85 万円以下	63 万円	45 万円
85 万超　90 万円以下	61 万円	45 万円
90 万超　95 万円以下	51 万円	45 万円
95 万超　100 万円以下	41 万円	41 万円
100 万超　105 万円以下	31 万円	31 万円
105 万超　110 万円以下	21 万円	21 万円
110 万超　115 万円以下	11 万円	11 万円
115 万超　120 万円以下	６万円	６万円
120 万超　123 万円以下	３万円	３万円

新築住宅の減額（固定資産税）

適用期限が令和８年３月３１日から５年延長され，令和１３年３月３１日までに新築された住宅が対象となります。床面積要件も次のように改正されました。
【改正前　５０㎡以上２８０㎡以下⇒改正後　４０㎡以上２４０㎡以下】

※令和１１年４月１日以降に災害危険区域等内において新築された一定の住宅については，新築住宅の減額は適用されません。

他の主な特例措置も５年延長され令和１３年３月３１日までに行った場合適用を受けられます。Ｐ１９参照

軽自動車税環境性能割の廃止（軽自動車税）

令和７年度末をもって軽自動車税環境性能割が廃止となりました。また，種別割の名称を「軽自動車税種別割」から「軽自動車税」に変更されます。

グリーン化特例（軽課）の延長（軽自動車税）

令和７年度末が期限であった電気自動車等に対するグリーン化特例（軽課）の適用期限を令和１０年３月３１日まで延長されました。

住民税

住民税とは…

個人に課税される“個人住民税”と事務所または事業所のある法人に課税される“法人住民税”があります。個人に対する県民税と町民税を合わせて住民税と呼び，個人県民税は町民税と一緒に納めていただき，町を経由して県へ送られています。

【個人住民税】

個人住民税（町民税分）は，町税収入の約５３％を占める重要な税目の一つです。

毎年１月１日現在，利根町に居住している個人に課税される税金で，前年の１月から12月までの１年間の所得に対して課税される地方税です。

※　所得税は現年課税ですが，これに対して住民税は翌年課税（令和８年度であれば令和７年中の所得）です。

個人住民税には，均等割と所得割があります。

均等割…前年に一定以上の所得を有する場合，均等の税額を負担します。

所得割…前年の所得を基準にして計算された税額を負担します。

【法人住民税】

法人住民税には，均等割と法人税割があります。

均等割……資本金や従業者数などに応じて定められています。

法人税割…法人税額（国税）を基準にして計算されます。

※　法人税割の税率が，令和元年10月１日以後に開始する事業年度より１２.１％から８.４％に引下げられました。



■住民税が課税されない人

次の要件に該当する人は，住民税は課税されません。

① 生活保護法による生活扶助を受けている人。（１月１日現在）

② 障害者，未成年者，寡婦，ひとり親で前年の合計所得金額が１３５万円以下の人。

③ 前年中の所得が町の条例で定めた金額以下の人。

扶養親族の有無	均等割非課税	所得割非課税
扶養親族等のいない人	38万円以下の所得	45万円以下の所得
扶養親族等のいる人	【28万円×(本人＋扶養親族等の数)＋16万８千円】＋10万円以下の所得	【35万円×(本人＋扶養親族等の数)＋32万円】＋10万円以下の所得

注）扶養親族等とは，納税義務者と生計を一にする合計所得金額が58万円以下の配偶者や親族をいいます。

住 民 税

■ 均等割の税率（所得金額が一定金額を超える場合には，均等割が課税されます。）

均等割	平成 26 年度から令和５年度まで
町民税	3,500 円※２
県民税	2,500 円※２ （※１茨城県森林湖沼環境税 1,000 円含む）
※３森林環境税	０円
合計	6,000 円

⇨

令和６年度以降
3,000 円
2,000 円 （※１茨城県森林湖沼環境税 1,000 円含む）
1,000 円
6,000 円

※１　平成 20 年度から個人県民税均等割額が 1,000 円から 2,000 円に引き上げられました。これは茨城県内の森林・湖などの環境保全・整備を図るため，森林湖沼環境税として茨城県が設けたものです。

※２　東日本大震災を踏まえて，地方公共団体が実施する防災のための施策に要する財源を確保するための臨時特例措置として，平成 26 年度から令和５年度の 10 年間に限り，**町・県民税均等割額に復興特別税としてそれぞれ 500 円が加算されていました。**

※３　令和６年度から森林整備等に必要な地方財源を安定的に供給することを目的に森林環境税が導入されました。税額は 1,000 円となり，その全額が国によって都道府県・市区町村に分配されます。東日本大震災の臨時特例措置が令和５年度で終了のため，年税額が増加するものではありません。

■ **所得割の税率（所得割の税率は，町民税は一律６％，県民税は一律４％です。）**

税　　目	課税所得金額	税　　率	備　　考
町　民　税	一　律	6％	平成 19 年度税制改正において，所得税から個人住民税への税源移譲に伴い，比例税率となりました。
県　民　税	一　律	4％	

■住民税の計算方法

住民税の１年間の税額は，次の方法で計算します。

1. 収入（売上）　－　必要経費　＝　所得金額
2. 所得金額　－　所得控除　＝　課税標準額
3. 課税標準額　×　税率　＝　住民税所得割額
4. 住民税所得割額　－　税額控除　＋　均等割額　＝　１年間の税額

住 民 税

■住民税の申告

申告しなければならない人

○　給与以外の所得があり所得税の確定申告を提出していない人。

○　給与所得者で給与支払報告書が勤務先から町に提出されていない人。

○　公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円以下等で，所得税の確定申告をしていない人で，公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除以外の各種控除の適用を受ける人。

○　令和７年中に所得がなく，または，障害者年金・遺族年金等の非課税所得のみで，同一世帯のどなたの扶養にもなっていない人。

年金収入のみの人へ

○　公的年金所得者が寡婦・ひとり親控除を受けようとする場合，日本年金機構等に提出する「扶養親族等申告書」に寡婦・ひとり親の記載をすることにより個人住民税において控除の適用が受けられます。

ただし，「扶養親族等申告書」に記載をされなかった場合は，確定申告または住民税の申告が必要となります。

所得がなかった場合の申告

自分に所得がなく，どなたの扶養親族にもなっていない場合は国民健康保険税，各種年金などの審査の基礎資料として必要となりますので，住民税の申告をしてください。申告をしていないと，非課税証明書等の発行ができませんのでご注意ください。

《所得税の確定申告は，電子申告をご利用ください。》

e-Tax：国税に関する申告などの各種手続きについて，インターネットにより電子的に行う国税電子申告納税システム（e-Tax：イータックス）を利用することができます。

詳しくは，竜ヶ崎税務署（Ｐ３５参照）までお問合せください。



■　所得控除について

所得控除は，納税義務者の担税力に応じた税負担を求めるために，納税義務者に配偶者や扶養親族があるかどうか，また，そのほか家財が災害にあったなどの個人的な事情も考慮して，総所得金額などの合計額から一定金額の控除を行い，担税力の違いによる負担の不均衡を調整するものです。

所得控除の種類と概要

種　　類	要　　件	控　除　額
雑　損　控　除	本人，又は生計を一にする親族等で所得が58 万円以下の人が所有する日常生活に必要な資産が災害等により損害を受けた人	{（損失額 － 保険金等の補てん額）－（総所得金額等の合計額×10%）} 又は（災害関連支出額－5 万円）のいずれか多い金額
医 療 費 控 除	本人や同一生計の親族のために医療費を支払った人	（支払った医療費－保険等の補てん金）－{（総所得金額等の 5%）又は（10 万円）のいずれか少ない額} ※限度額 200 万円
社会保険料控除	本人や同一生計の親族のために社会保険料（健康保険，介護保険，厚生年金等）を支払った人	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度の共済掛金や心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った人	支払った金額
生命保険料控除	平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等に基づく旧生命保険料と旧個人年金保険料	15,000 円以下----------支払保険料等の全額 15,000 円超 40,000 円以下----支払保険料等×1/2+　7,500 円 40,000 円超 70,000 円以下----支払保険料等×1/4+17,500 円 70,000 円超----------一律 35,000 円
	平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等に基づく新生命保険料，介護医療保険料，新個人年金保険料	12,000 円以下----------支払保険料等の全額 12,000 円超 32,000 円以下----支払保険料等×1/2+　6,000 円 32,000 円超 56,000 円以下----支払保険料等×1/4+14,000 円 56,000 円超----------一律 28,000 円
	一般生命保険料，介護医療保険料及び個人年金保険料について，それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額 70,000 円） 一般生命保険料及び個人年金保険料については，新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合，新契約と旧契約それぞれの上の算式により計算した控除額の合計額（限度額 28,000 円）	
地震保険料控除	①　地震保険料にかかる部分	50,000 円まで----------支払保険料×1/2 50,000 円を超える場合----------25,000 円（限度額）
	②　旧長期損害保険料にかかる部分（①に該当するものを除く）	5,000 円まで----------全額 5,000 円を超 15,000 円まで----支払保険料×1/2+2,500 円 15,000 円を超える場合----------10,000 円（限度額） （旧長期損害保険料とは，平成 18 年 12 月 31 日までに契約した損害保険料のうち，満期返戻金があり，保険期間が 10 年以上のもので，地震保険料に該当しないもの）
	③　①と②の両方の場合	①と②の合計額----------25,000 円（限度額）
障 害 者 控 除	本人，控除対象配偶者又は扶養親族が障害者である人	障害者 1 人につき 26 万円，その障害者が特別障害である場合には 30 万円（同居特別障害者は，53 万円）
寡　婦　控　除	次のどちらかに該当する人 ①夫と死別（離別）後婚姻していない人で，扶養親族又は総所得金額等が 58 万円以下の生計を一にする子があり，かつ所得金額が 500 万円以下の人 ②夫と死別後婚姻していない人で，合計所得金額が 500 万円以下の人	26 万円
ひとり親控除	次のすべてに該当する人 ①合計所得金額が 500 万円以下の人 ②生計を一にしており，かつ総所得金額等の合計額が 58 万円以下である子がいる ③現に婚姻していない	30 万円 ※性別・婚姻歴の有無は問わない ※事実婚状態は除く
勤労学生控除	合計所得金額が 85 万円以下の勤労学生で給与以外の所得が 10 万円以下の人	26 万円

住 民 税

<table>
<tr><td rowspan="13">配偶者（特別）控除</td><td colspan="2">生計をーにする配偶者がいる場合に，納税義務者と配偶者の合計所得金額に応じて受けられる控除
納税義務者の合計所得が1，０００万円を超えている場合は，配偶者控除および配偶者特別控除を受けることができない</td><td>納税義務者の合計所得金額
９００万円以下</td><td>９００万円超
９５０万円以下</td><td>９５０万円超
1，０００万円以下</td><td>控除の種類</td></tr>
<tr><td rowspan="12">配偶者の合計所得金額</td><td>５８万円以下</td><td>３３万円</td><td>２２万円</td><td>１１万円</td><td rowspan="2">配偶者控除</td></tr>
<tr><td>老人控除対象配偶者
（昭和３１年１月１日以前に生まれた人）</td><td>３８万円</td><td>２６万円</td><td>１３万円</td></tr>
<tr><td>５８万円超１００万円以下</td><td>３３万円</td><td>２２万円</td><td>１１万円</td><td rowspan="11">配偶者
特別控除</td></tr>
<tr><td>１００万円超１０５万円以下</td><td>３１万円</td><td>２１万円</td><td>１１万円</td></tr>
<tr><td>１０５万円超１１０万円以下</td><td>２６万円</td><td>１８万円</td><td>９万円</td></tr>
<tr><td>１１０万円超１１５万円以下</td><td>２１万円</td><td>１４万円</td><td>７万円</td></tr>
<tr><td>１１５万円超１２０万円以下</td><td>１６万円</td><td>１１万円</td><td>６万円</td></tr>
<tr><td>１２０万円超１２５万円以下</td><td>１１万円</td><td>８万円</td><td>４万円</td></tr>
<tr><td>１２５万円超１３０万円以下</td><td>６万円</td><td>４万円</td><td>２万円</td></tr>
<tr><td>１３０万円超１３３万円以下</td><td>３万円</td><td>２万円</td><td>１万円</td></tr>
<tr><td>１３３万円超</td><td>０円</td><td>０円</td><td>０円</td></tr>
<tr><td colspan="2">扶養控除</td><td>扶養する人の前年の合計所得金額が 58 万円（給与所得者の場合は収入金額が 123 万円）以下の人

※特定親族特別控除の追加
生計をーにする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等のうち，前年の合計所得金額が 123 万円以下の場合，所得金額に応じて控除の適用があります。（最大控除額 45 万円）</td><td colspan="4">一般の扶養親族（配偶者を除く）------33 万円
年齢 16 歳以上 19 歳未満の人（平成 19 年１月２日から平成 22 年１月１日までに生まれ人）及び年齢 23 歳以上 70 歳未満の人（昭和 31 年１月２日から平成 15 年１月１日までに生まれた人）
※特定扶養親族----------45 万円
年齢 19 歳以上 23 歳未満の人（平成 15 年１月２日以降平成 19 年１月１日以前に生まれた人）
老人扶養親族----------38 万円
70 歳以上の人（昭和 31 年１月１日以前に生まれた人）
同居老親等扶養親族----------45 万円
（老人扶養親族で，同居している本人又は配偶者の直系尊属に該当する人）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">基礎控除</td><td rowspan="4">納税義務者の合計所得金額</td><td>2,400 万円以下</td><td colspan="3">４３万円</td></tr>
<tr><td>2,400 万円超 2,450 万円以下</td><td colspan="3">２９万円</td></tr>
<tr><td>2,450 万円超 2,500 万円以下</td><td colspan="3">１５万円</td></tr>
<tr><td>2,500 万円超</td><td colspan="3">０円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">所得金額調整控除</td><td>①給与所得が８５０万円を超える人で，次の（1）～（3）のいずれかに該当する人</td><td colspan="3">（1）本人が特別障害者に該当する
（2）２３歳未満の扶養親族を有する人
（3）特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する人
（給与収入金額－８５０万円）×１０％
なお，給与等の収入金額が1，０００万円を超える場合は，所得金額調整控除額は一律１５万円</td></tr>
<tr><td>②給与所得と公的年金等に係る雑所得の合計額が１０万円を超える人</td><td colspan="3">（給与所得金額＋公的年金等に係る雑所得金額）－１０万円</td></tr>
</table>

※支払った金額については，前年１月１日から 12 月 31 日までの１年間です。

■パート収入と税金

パートやアルバイトをして得た収入は給与所得となり，住民税や所得税は下の表のとおり取り扱われます。

※下記の表は収入が全て給与収入の方の場合です。

<table>
<tr><th rowspan="2">給 与 収 入 金 額
（前年中のパート収入）</th><th colspan="2">自身に税金が
かかるかどうか</th><th colspan="2">配偶者控除の対象
となるかどうか</th><th colspan="2">配偶者特別控除の
対象となるかどうか</th></tr>
<tr><th>住民税</th><th>所得税</th><th>住民税</th><th>所得税</th><th>住民税</th><th>所得税</th></tr>
<tr><td>103 万円以下</td><td rowspan="4">かからない</td><td rowspan="2">かからない</td><td rowspan="2">な る</td><td rowspan="2">ならない</td><td colspan="2" rowspan="2">ならない</td></tr>
<tr><td>103 万円超 123 万円以下</td></tr>
<tr><td>123 万円超 201 万６千円未満</td><td rowspan="2">※ かかる
（160 万円超）</td><td rowspan="2">ならない</td><td colspan="2">な る</td></tr>
<tr><td>２０１万６千円以上</td><td colspan="2">ならない</td></tr>
</table>

※ 所得控除等により かからない場合もあります。

住 民 税

■高齢者と税金

● 公的年金等控除

公的年金等については，これらの収入金額から，公的年金等控除額が差し引かれます。

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額（A）	公的年金に係る雑所得以外の合計所得金額
65 歳以上 昭和３６年１月１日 以前に生まれた人	330 万円未満	A　　－１１０万円
	330 万円以上 410 万円未満	A×75%－２７万５千円
	410 万円以上 770 万円未満	A×85%－６８万５千円
	770 万円以上 1,000 万円未満	A×95%－１４５万５千円
	１，０００万円以上	A－195 万円５千円
65 歳未満 昭和３６年１月２日 以後に生まれた人	130 万円未満	A　　－６０万円
	130 万円以上 410 万円未満	A×75%－２７万５千円
	410 万円以上 770 万円未満	A×85%－６８万５千円
	770 万円以上 1,000 万円未満	A×95%－１４５万５千円
	１，０００万円以上	A－195 万円５千円

↑所得金額により異なります。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

● 公的年金所得者の確定申告手続きの簡素化

平成 23 年分確定申告から，公的年金等の収入金額が 400 万円以下であり，かつ，公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合には，所得税確定申告は不要となりました。ただし，所得税の還付を受ける場合は確定申告を行う必要があります。また，医療費控除，生命保険料控除等がある場合，町・県民税の軽減を受ける為には，町・県民税の申告が必要になります。

■納税方法

個人住民税の納付は，次のように３つの方法があり，所得の種類等により納付方法が複数になる場合があります。

納 税 方 法		納　　期
普通徴収	事業所得者などの住民税は町から送付された納税通知書により納めていただきます。	６月・８月・１０月・翌年の１月（各月末）
特別徴収（給与）	給与所得者の住民税は，特別徴収税額通知書により，町から給与支払者を通じて通知され，給与支払者が毎月（６月から翌年の５月まで）の給与から税額を差し引いて納めていただきます。	徴収した月の翌月 10 日まで（毎月）
特別徴収（年金）	65 歳以上の年金所得者の住民税は，納税者に代わり年金支払者が２カ月に１回支給する年金から差し引いて納めていただきます。	４月から翌年の２月までの年金支給月（偶数月）

給与からの特別徴収の義務づけ…

地方税法及び町税条例の規定により，所得税を源泉徴収する義務のある事業主（給与支払者）は，アルバイト等を含むすべての従業員から個人住民税を特別徴収することが義務づけられております。

給与所得者が中途退職した場合は…

特別徴収されている給与所得者が，年の途中で退職して給与から差し引けなくなった残りの税額は，次のいずれかの方法により納めていただきます。

●退職時に一括して納める。●普通徴収により個人で納める。●再就職先で特別徴収により納める。

■ 公的年金からの特別徴収について

●制度の内容

老齢基礎年金等を受給されていて，町民税・県民税の納税義務がある 65 歳以上の人は，老齢基礎年金等及び厚生年金，共済年金に対する町民税・県民税額（年金の所得に対する町民税・県民税額）を**老齢基礎年金等の年金給付の際に差し引いて徴収（特別徴収）**します。

ただし，特別徴収開始１年目の人は特別徴収の開始が 10 月からとなり，公的年金等から算出した税額の２分の１相当額を公的年金等から差し引きます。公的年金等から算出した税額から公的年金からの特別徴収する税額を差し引いた額は，普通徴収（第 1 期および第 2 期）による納付となります。なお，**特別徴収税額につきましては，口座振替による納付を選択することはできません。**

※障害年金，遺族年金からは特別徴収されません。

●対象となる人

介護保険料が年金から特別徴収される人（当該年度の４月１日に老齢基礎年金等を受給している 65 歳以上の人）が対象です。ただし次のような人は対象となりません。

（１）老齢基礎年金等の金額が年間 18 万円未満の人

（２）老齢基礎年金等から，所得税，介護保険料，後期高齢者医療保険料を差し引いた金額が，年金の所得に対する町民税・県民税額を下回ると見込まれる人（年金の所得に対する町民税・県民税額が老齢基礎年金等の２分の１を超える人）

※前年の所得に対して町民税・県民税の計算をした結果，納税額が発生しなかった人は，公的年金からの町民税・県民税の特別徴収を行いません。

※特別徴収を継続することが適当でなくなった場合は，公的年金からの特別徴収は中止され普通徴収による納付に切り替わります。

※年金以外の所得（不動産や給与等）に対する町民税・県民税は，年金から差し引く税額に含めることができませんので，従来どおりの方法（普通徴収・給与からの特別徴収）により納付いただくことになります。

特別徴収の具体例

特別徴収開始１年目と２年目以降とでは徴収方法が異なります。

（例）公的年金からの特別徴収税額が年 51,800 円の方の場合

《特別徴収１年目の場合》

特別徴収開始１年目	徴収方法	普通徴収		特別徴収（本徴収）		
	期・月	１期（６月）	２期（８月）	10 月	12 月	２月
	税額	13,900 円	12,000 円	8,700 円	8,600 円	8,600 円

○特別徴収開始１年目は，公的年金に係る個人住民税の２分の１に相当する額は，普通徴収（納付書又は口座振替）により６月及び８月の２回に分けて納付していただき，残りの２分の１の額は，10 月，12 月，翌年２月の３回に分けて年金特別徴収します。

《特別徴収２年目の場合》

特別徴収開始２年目	徴収方法	特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
	月	４月	６月	８月	10 月	12 月	２月
	税額	8,600 円	8,600 円	8,600 円	8,800 円	8,600 円	8,600 円

○平成２９年度から仮徴収税額は，年間の徴収税額の平準化を図るため制度が改正され，前年度税額の２分の１に相当する額となりました。従って４月・６月・８月は，前年度税額の６分の１に相当する額となります。

○10 月・12 月・２月は，公的年金からの特別徴収税額から，仮徴収税額を差し引いた額を３回にあん分した額をそれぞれ特別徴収します。（本徴収）

住民税 Q&A

Q 収入がなくても申告は必要なのですか

わたしは病気のため全く収入がなかったのですが，収入がなくても申告する必要があるのですか。

A

自分に収入がなく，どなたの扶養親族にもなっていない場合は国民健康保険税，各種年金などの審査の基礎資料として必要となりますので，住民税の申告をしてください。
申告をしていないと，非課税証明書等の発行ができませんのでご注意ください。

Q 亡くなった人の住民税は

わたしの夫は今年の１月 20 日に死亡しましたが，主人に対する今年の住民税の納税通知書が相続人として送られてきました。死亡した夫の住民税を納める義務があるのでしょうか。

A

住民税は，賦課期日（毎年 １ 月 １ 日，死亡者は２日）現在で利根町に住んでいる人に対して課税することになっています。あなたのご主人が亡くなられたのは １ 月２日以降ですから，今年の住民税は，相続人の方に納めていただくことになります。

Q 年の途中で引越する場合に住民税を納める市町村は

わたしは令和８年 11 月に利根町から Ａ 市へ引越をします。
令和８年度の住民税は，引き続き利根町へ納めることになるのでしょうか。

A

令和８年 １ 月 １ 日現在ではあなたの住所は利根町にあったので，その後 Ａ 市に引越をしても，令和８年度分の住民税は利根町に納めていただくことになります。

Q 退職した翌年にも住民税の納税通知書がきましたが

わたしは退職した年に退職金から住民税を差し引かれましたが，翌年にも納税通知書が送られてきました。これはなぜでしょうか。

A

退職者が受けた退職所得に対する住民税は，退職手当が支払われる際に差し引かれ，その支払者（特別徴収義務者）を通じて市町村に納入されますが，退職所得以外の所得に対する住民税は，その翌年に納めていただくことになっています。
あなたの場合，退職された年分の退職時までの給与などに対し，住民税が課税となり翌年にも納税通知書が送られることになります。

Q 再就職しているのに納税通知書が届いたのですが

わたしは再就職して給与所得者になったのですが，納税通知書が送られてきました。これはなぜでしょうか。

A

年度途中であっても特別徴収に変更することができますので，変更を希望する人は，まず勤務先の給与担当者にご相談していただき，勤務先の会社から特別徴収への切替え申請書を町に提出していただくことにより，特別徴収（給与天引き）になります。

固定資産税

固定資産税とは…

固定資産税は，毎年１月１日（賦課期日）に，土地，家屋，償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している人が，その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

■固定資産税を納める人（納税義務者）

固定資産税を納める人は，原則として固定資産の所有者です。具体的には次のとおりです。

土　　地	土地登記簿または土地補充課税台帳の所有者として登記または登録されている人または法人
家　　屋	建物登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人または法人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人または法人

※ 所有者として登記（登録）されている人が賦課期日前に死亡している場合には，賦課期日現在で，土地，家屋を現に所有している人（相続人等）が納税義務者となります。

■税額の算定

固定資産税は，次のような手順で税額が決定されます。

１．　**固定資産を評価し，決定価格をもとに課税標準額を算定します。**

２．　**課税標準額** × **税率（1.4%）** ＝ **税　額**　**となります。**

土地と家屋の固定資産税評価額は，３年に一度評価替えが行われます。

固定資産の評価は，総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ，市町村長が価格を決定し，価格を基に課税標準額を算定します。このようにして決定された価格や課税標準額は，固定資産課税台帳に登録されます。

《価格の据置措置》

土地・家屋の価格については，３年ごとに新たな価格を算定するための評価替えが行われます。この評価替えの年を基準年度といい，基準年度に決定した価格は原則として３年間据え置かれます。

ただし，基準年度以降でも，新たに固定資産税が課税されることになった土地・家屋，または土地の地目変更・家屋の増築などで基準年度の価格によることが適当でないものは，新たに評価を行い，価格を決定します。

《課税標準額》

原則として，固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。しかし，住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合は，課税標準額は価格よりも低く算定されます。

※　住宅用地の課税標準の特例については 18 ページを参照してください。

《免税点》

市町村の区域内に同一名義人が所有するすべての土地，家屋，償却資産の課税標準額の合計額がそれぞれ次の金額に満たない場合には，固定資産税は課税されません。

土　　地	家　　屋	償却資産
30 万円	20 万円	150 万円

固定資産税

課税の仕組み

土地に対する課税

■評価の仕組み

固定資産評価基準に基づき，地目別に定められた評価方法により評価します。

《地目》

地目は，宅地，田及び畑（併せて農地といいます。），鉱泉地，池沼，山林，牧場，原野並びに雑種地をいいます。固定資産税の評価上の地目は，土地登記簿上の地目にかかわりなく，その年の１月１日（賦課期日）の現況の地目によります。

《地積》

地積は，原則として土地登記簿に登記されている地積によります。

《価格（評価額）》

価格は，固定資産評価基準に基づき，売買実例価額（注１）をもとに算定した正常売買価格（注２）を基礎として求めます。

（注１）売買実例価額とは，実際の取引価格です。

（注２）正常売買価格とは，当事者間の事情等（売り急ぎや買い急ぎ）や将来における期待価格など正常ではない要素を排除して，その資産自体の本来の価値を適正に反映した価格です。

■地目別の評価方法

《宅地の評価方法》（市街地宅地評価法の場合）

用途地区・状況類似地域の区分

道路の状況・家屋の疎密度・公共施設等からの距離，その他宅地の利用上の便を考慮して，地区，地域を区分します。

▼

主要な街路，標準宅地の選定

状況類似地域の中から，最も標準的な街路を選定し，その街路に接する宅地の中から間口，奥行き，形状等が標準的な一筆を標準宅地として選定します。

▼

主要な街路の路線価付設

地価公示価格や都道府県地価調査価格，鑑定評価価格を参考に，標準宅地の価格を決定し，その標準宅地に接する街路に路線価を付設します。

▼

その他の街路の路線価付設

主要な街路の路線価とその他の街路状況等を比較して，その他の街路に路線価を付設します。

▼

各筆の評価

路線価をもとに，間口や奥行き形状等に考慮して，各筆の価格を算定します。

（その他の宅地評価法の場合）

状況の類似する地区ごとに標準宅地を選定し，その適正な時価（地価公示価格等の７割を目途）に比準して，各筆を評価します。

《農地，山林の評価方法》

原則として，宅地の場合と同様に標準地を選定し，その標準地の価格（その算定の基礎となる売買実例価額に宅地見込地としての要素等があればそれに相当する価額を控除した純農地，純山林としての価格）に比準して評価します。

ただし，市街化区域農地や農地の転用許可を受けた農地等については，状況が類似する付近の宅地等の評価額を基準として求めた価額から造成費を控除した価額によって評価します。

《牧場，原野，雑種地等の評価方法》

宅地，農地，山林の場合と同様に，売買実例価額や付近の土地の評価額に基づく等の方法により評価します。

路線価等の公開

納税者の方々に土地の評価に対する理解と認識を深めていただくために，評価額の基礎となる路線価が全て公開されています。

また，平成 14 年度から標準宅地の所在についても公開されています。

路 線 価 と は

路線価とは，市街地などにおいて道路に付けられた価格のことであり，具体的には，道路に接する標準的な宅地の 1 ㎡当たりの価格をいいます。

宅地の評価額は，路線価を基にしてそれぞれの宅地の状況（奥行，間口，形状など）に応じて求められます。

標 準 宅 地 と は

標準宅地とは，市町村内の地域ごとに，主要な道路に接した標準的な宅地をいいます。

主要な道路の路線価は，標準宅地についての地価公示価格や鑑定評価価格を基に求められ，その他の道路については，主要な道路の路線価を基にして道路の幅員や公共施設からの距離等に応じて求められます。

■住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地は，その税負担を特に軽減する必要から，その面積の広さによって，小規模住宅用地とその他の住宅用地に分けて特例措置が適用され，次のとおり計算された額が課税標準額となります。

区　　分	課 税 標 準 額	
	固 定 資 産 税	都 市 計 画 税
小規模住宅用地	評価額 × 1／6（特例率）	評価額 × 1／3（特例率）
その他の住宅用地	評価額 × 1／3（特例率）	評価額 × 2／3（特例率）

小規模住宅用地……200 ㎡以下の住宅用地（200 ㎡を超える場合は住宅 1 戸あたり 200 ㎡までの部分）をいいます。

その他の住宅用地……小規模住宅用地以外の住宅用地をいいます。たとえば，300 ㎡の住宅用地（一戸建住宅の敷地）であれば，200 ㎡分が小規模住宅用地で，残りの 100 ㎡分がその他の住宅用地となります。

※　軽減される限度は家屋の床面積の 10 倍までです。店舗などを併用している併用住宅は，居住部分の床面積の 10 倍までです。

固定資産税

家屋に対する課税

■評価の仕組み

固定資産税の家屋の評価方法は，総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づき，再建築価格を基準として評価を行います。

この再建築価格方式とは，評価の時点において，同一家屋をその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費（再建築費評点数）を求め，その家屋の建築後の年数の経過によって損耗の状況による減価（経年減点補正率）を考慮し，家屋の評価額を求めるものです。

よって，実際の建築費や取得費とは異なる価額となります。

■税負担の主な特例措置

１　新築住宅に対する減額措置

新築された住宅については，その住宅にかかる固定資産税額が新築後一定期間**２分の１**に減額されます。（所得税の住宅借入金控除ではありません。）

〇対象家屋・・・専用住宅や併用住宅であること，床面積が４０㎡以上２４０㎡以下の住宅

〇適用期間・・・一般住宅の場合新築後３年度分（長期優良住宅は新築後５年度分）

２　住宅の耐震改修に伴う固定資産税減額措置

昭和５７年１月１日に存していた住宅で，現行の建築基準法に定める耐震基準に適合する耐震改修（工事費５０万円以上）を令和１３年３月３１日までに行った場合，工事完了後３か月以内に申告することにより，翌年度分の固定資産税が**２分の１**減額（１２０㎡までを限度）されます。

３　住宅のバリアフリー改修工事に伴う固定資産税減額措置

新築から１０年以上経過した住宅で，高齢者，障害者等が居住する床面積５０㎡以上２８０㎡以下の住宅（貸家を除く）について，一定のバリアフリー改修工事（補助金等を除く自己負担額が５０万円を超えるもの）を令和１３年３月３１日までに行った場合，工事完了後３か月以内に申告することにより，翌年度分の固定資産税が**３分の１**減額（１００㎡までを限度）されます。

４　省エネ改修工事に伴う固定資産税の減額措置

平成２６年４月１日に存していた住宅で，令和１３年３月３１日までに改修工事を行った床面積５０㎡以上２８０㎡以下の住宅（貸家を除く）について，窓等の断熱改修工事が６０万円超となる場合，または窓等の断熱改修工事が５０万円超であって，太陽光発電装置等の設置工事と合わせて６０万円超となる場合（いずれも補助金等を除く自己負担額）には，工事完了後３か月以内に申告することにより，翌年度分の固定資産税が**３分の１**減額（１２０㎡までを限度）されます。

償却資産に対する課税

■償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している人が，その事業のために用いることができる機械・器具・備品等をいいます。

■償却資産の申告

償却資産の所有者は，毎年１月１日現在所有している償却資産について，１月31日までに償却資産の所在地の市町村長に申告することになっています。

■申告が必要な資産

工場や店舗などで使用している次のような事業用資産が申告の対象となります。

１．構築物（舗装路面，門塀，ネオン塔，給排水設備その他土地に定着する土木設備など）
２．機械及び装置（建設機械，印刷機械，太陽光発電設備など）
３．船舶
４．航空機
５．車両及び運搬具(自転車，フォークリフト，大型特殊自動車など)
６．工具，器具及び備品（医療機器，冷暖房機器，自動販売機，机，いす，ロッカー，パソコン，テレビ，看板，各種工具など）

■申告が必要のない資産

次の資産は申告の対象となりません。

１．耐用年数が１年未満の資産
２．取得価格が10万円未満の資産で，法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの（少額償却資産）
３．取得価格が20万円未満の資産で，法人税法等の規定により３年以内に一括して均等償却するもの（一括償却資産）
４．自動車税及び軽自動車税の対象となるもの
※　２・３の場合でも，個別の資産ごとの耐用年数により，通常の減価償却を行っているものは，申告の対象となります。

■償却資産の評価

固定資産評価基準に基づき，取得価額を基礎として，取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。

前年中に取得された償却資産	**価格（評価額）＝　取得価額　×（1－減価率／2）**
前年前に取得された償却資産	**価格（評価額）＝　前年度の価格　×（1－減価率）** ただし，算式により求めた額が（取得価額×5／100）よりも小さい場合は，その償却資産が本来の用に供されている限りは，（取得価額×5／100）により求めた額を価格とします。

都市計画税

都市計画税とは…

都市計画税は，下水道，道路，公園などの都市施設の整備（都市計画事業）や土地区画整理事業などの費用にあてるために負担していただく税金です。（目的税）

■都市計画税を納める人（納税義務者）

毎年１月１日（賦課期日）現在において，都市計画法による都市計画区域のうち，原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋を所有している方が納税義務者となります。

■税額の算定

税　額	＝	課税標準額	×	税率（0.2%）

《課税標準額》

原則として固定資産課税台帳に登録された評価額です。

※　詳しくは１６ページを参照してください。

① 土地については，固定資産税と同じように住宅用地の特例措置が適用されます。

※　詳しくは１７，１８ページを参照してください。

② 家屋については評価額＝課税標準額です。都市計画税の軽減や特例措置はありません。

《免　税　点》

固定資産税が免税点未満のものは，都市計画税もかかりません。

■納税の方法

固定資産税とあわせて納めていただいております。

固定資産税 Q&A

Q 家屋の評価額が下がらないのは

家屋が年々古くなっていくのに，評価額が下がらないのはなぜですか。

A

固定資産税における家屋の評価額は，不動産の買入価格や建築工事費ではなく，総務大臣の定める固定資産評価基準によって算出しています。

家屋の評価替えは，「建築物価の変動（再建築費評点補正率）」と「家屋の建築後の経過年数に応じた減価（経年減点補正率）」を考慮して全国一律に３年に一度行います。

評価替えでは建築物価の変動を考慮するため，再建築費評点補正率の上昇割合によっては，計算上，今までより評価額が上がることも考えられます。

しかしながら，家屋は一般的に減耗資産であって，前年度の評価額を上回ることは望ましくないという考えから，計算上評価額が前年度を上回る場合であっても，前年度の評価額を据え置く措置をとっています。

経年減点補正率は，構造及び用途等の区分に応じて，下限（最終残価率）が 20/100 として設定されています。したがって，家屋が古くなったとしても，家屋の評価額がゼロになることはありません。

Q 固定資産税が急に高くなったのですが

わたしは，令和４年９月に住宅を新築しましたが，令和８年度分から固定資産税額が急に高くなっています。なぜですか。

A

新築の住宅に対しては，一定の要件にあたるときは，新たに固定資産税が課税されることとなった年度から３年度分に限り，税額が２分の１（床面積 120 ㎡まで）に減額されます。

あなたの場合も，令和５年度・６年度・７年度分については税額が２分の１に減額されていましたが，減額適用期間が終了したことにより，令和８年度分より本来の税額に戻ったためです。

ただし，所管行政庁の認定を受けた長期優良住宅については，新たに固定資産税が課税されることとなった年度から５年度分に限り，税額が２分の１に減額されます。

Q 不動産を売買したのですが

わたしは，今年の２月に家を売り，２月２０日に所有権移転登記を完了し，現在は所有していないのですが，４月に納税通知書が届きました。なぜですか。

A

固定資産税は１月１日現在，土地登記簿，建物登記簿，固定資産補充課税台帳に所有者として登録されている方に課税されます。

したがって，今年度の固定資産税は納めていただきます。

また，固定資産税は毎年１月１日現在の所有者の方に対し，１年間分の税金が課税されます。

※土地と家を売却したときの実際の負担方法は，売主と買主の間で取り決められるのが実情です。売買契約書などでご確認ください。

○固定資産の所有者が死亡したとき

『相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書』を届出してください。

固定資産の所有者が亡くなられた場合，相続登記の手続きが完了するまでの間，法定相続人の中から代表者（納税通知書等の受取人）になる方を１人決めていただきます。

なお，相続登記（名義変更）についてのお問い合わせは，水戸地方法務局龍ケ崎支局（TEL ０２９７－６２－０２２５）へお願いします。

○固定資産の納税義務者自身で，納税の管理が困難になったとき

『納税管理人（変更）申告書』を届出してください。

固定資産の納税義務者が，海外転出，病気，療養などの理由で納税が困難な場合や家庭裁判所に後見開始の審判を受けた場合など，ご自身での納税に支障がある時には，納税管理人を定めることにより，納税義務者を変更することなく，納税通知書等を納税管理人あてに送付します。

○共有名義の固定資産の代表者を変更したいとき

『代表者変更届』を届出してください。

土地や家屋を２人以上が共同で所有する場合，所有者全員が納税義務者となりますが，所有者の中から共有資産代表者を決定し，代表者１名に納税通知書等を送付しております。共有者間において協議の結果，代表者の変更を希望される場合は，変更届をご提出してください。（届出には共有者全員の同意が必要です。）

○建物を取り壊したとき

『建物取りこわし申請書』を届出してください。

固定資産税は，賦課期日（１月１日）現在に存在している家屋に対して，１年間の税金がかかります。１月１日現在において家屋が存在すれば，その後１月２日以降に取り壊した場合であっても，１年間分の税金をお支払いいただく必要があります。

○未登記家屋の所有者が変わったとき（売買，贈与，相続など）

『未登記家屋所有者変更届』を届出してください。

家屋には，法務局に登記されている家屋と，登記されていない家屋（未登記家屋）があります。売買等で未登記家屋の所有者が変更になった場合には，未登記家屋の所有者変更の届出をしてください。

軽自動車税

軽自動車税とは…

車の排気量・車種などによって，普通自動車税【県税】と軽自動車税【市町村税】に分かれています。

軽自動車税は，賦課期日（毎年４月１日）現在で，町内に定置場がある車の所有者（法人を含む）にかかる税金です。

軽自動車税は，普通車などの自動車税と異なり，月割りで課税する制度ではないので，４月２日以降に廃車や譲渡をしても，４月１日現在の所有者がその年度分の税金を全額納めなければなりません。

※　定置場とは，車の運行を休止した場合に，主として駐車する場所をいいます。

■軽自動車税の種類と税額

（単位：年額）

<table>
<tr><th colspan="4">区　　分</th><th colspan="3">標準税率</th><th>申告（登録）場所</th></tr>
<tr><td rowspan="5">原動機付自転車</td><td colspan="3">特定小型原動機付自転車</td><td colspan="3">2,000 円</td><td rowspan="7">利根町役場税務課
TEL 0297-68-2211</td></tr>
<tr><td colspan="3">二輪 50cc 以下</td><td colspan="3">2,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="3">二輪 50cc 超 90cc 以下</td><td colspan="3">2,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="3">二輪 90cc 超 125cc 以下</td><td colspan="3">2,400 円</td></tr>
<tr><td colspan="3">三輪以上 20cc 超 50cc 以下（ミニカー）</td><td colspan="3">3,700 円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">小型特殊自動車</td><td>農耕作業用</td><td colspan="3">2,400 円</td></tr>
<tr><td>特殊作業用</td><td colspan="3">5,900 円</td></tr>
<tr><td colspan="4">二輪の小型自動車　250 cc超</td><td colspan="3">6,000 円</td><td rowspan="2">茨城運輸支局
土浦自動車検査登録事務所
TEL 050-5540-2018
〒300-0847
土浦市卸町２−１−３</td></tr>
<tr><td rowspan="8">軽自動車</td><td colspan="3">二輪 125ｃｃ超 250 cc以下</td><td colspan="3">3,600 円</td></tr>
<tr><td colspan="4">ボートトレーラー</td><td colspan="3">3,600 円</td><td rowspan="8">軽自動車検査協会
茨城事務所土浦支所
TEL 050-3816-3106
〒300-2658
つくば市島名字前野３９１５番地</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td colspan="2">標準税率</td><td>重課税率</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td>※①</td><td>※②</td><td>※③</td></tr>
<tr><td rowspan="4">四輪以上</td><td rowspan="2">自家用</td><td>乗　　用</td><td>7,200 円</td><td>10,800 円</td><td>12,900 円</td></tr>
<tr><td>貨　　物</td><td>4,000 円</td><td>5,000 円</td><td>6,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">営業用</td><td>乗　　用</td><td>5,500 円</td><td>6,900 円</td><td>8,200 円</td></tr>
<tr><td>貨　　物</td><td>3,000 円</td><td>3,800 円</td><td>4,500 円</td></tr>
<tr><td colspan="3">三　　輪</td><td>3,100 円</td><td>3,900 円</td><td>4,600 円</td></tr>
</table>

※①　平成 27 年３月 31 日以前に新規検査を受けたもの。

※②　平成 27 年４月１日以降に新規検査を受けたもの。

※③　平成 28 年度から，グリーン化を進める観点により，最初の新規検査（新規取得時に受ける検査）から 13 年を経過した「三輪以上の軽自動車」については，重課が適用されました。（毎年４月１日現在で新規検査から 13 年を経過したものが適用となります。

● 車種区分の課税対象車

○ 農耕作業用：農耕作業を行う能力と乗用装置を兼ね備えた「トラクター，コンバイン，田植機，薬剤散布車等で国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車」最高速度 35km/h 未満のもの。

○ 特殊作業用：規格が，長さ：4.7m 以下，幅：1.7m以下，高さ：2.8m 以下の「フォークリフト等で国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車」最高速度 15km/ｈ以下のもの

軽自動車税

■軽自動車税の申告

次のような場合は，申告（登録）場所（前ページ軽自動車税の種類と税額参照）で手続きしてください。

- ○　車を所有したとき
- ○　車が使用できなくなり処分するとき
- ○　車を他の人に譲渡（売買）するとき
- ○　車が盗難等に遭ったとき（盗難届出日，受理番号，警察署名を確認してください。）
- ○　標識（ナンバープレート）を破損，紛失したとき
- ○　車の排気量に変更があったとき
- ○　住所，氏名，定置場などに変更があったとき
- ○　所有者が死亡されたとき（新しい所有者の人に名義を変更してください。また，車両を処分するときは，廃車の手続きをしてください。）

■申　告　に　必　要　な　も　の（申告場所が利根町役場のとき）

登　録　す　る　と　き・・・１５日以内に	
新車・中古車を購入した場合	● 販売証明書 ● 身分証明書
車を譲り受けた場合	● 譲渡証明書 ● 身分証明書
利根町に転居してきた場合	● 前住所地の登録場所で発行された廃車証明書 ● 身分証明書
廃　車　（　登　録　抹　消　）　す　る　と　き・・・３０日以内に	
● 標識（ナンバープレート） ● 標識交付証明書（登録時に交付した証明書） ● 身分証明書 ※　盗難により廃車する場合は，盗難届出日・盗難届受理番号・警察署名を確認してください。	
ナンバープレートを破損・紛失したとき・・・１５日以内に	
● 標識（ナンバープレート） ● 標識交付証明書（登録時に交付した証明書） ● 身分証明書 ※　ナンバープレートを紛失等で返却できない場合は，弁償金として１００円を納めていただきます。	
排気量を変更した（税額が変わる）とき・・・１５日以内に	
● 標識（ナンバープレート） ● 標識交付証明書（登録時に交付した証明書） ● 変更後の排気量が確認できる書類 ・バイクショップなどで変更後の排気量を証明しているもの ・取付キットの箱や説明書で変更後の排気量が書いてあるもの ● 身分証明書	
住所，氏名，定置場などに変更があったとき・・・１５日以内に	
● 標識交付証明書（登録時に交付した証明書） ● 身分証明書	
利根町では希望ナンバー制は行っておりません。番号順となります。	

二輪の小型自動車，軽自動車(二輪，三輪，四輪)については，各申告(登録)場所におたずねください。

軽自動車税

■軽自動車税の減免制度

次のような場合には，軽自動車税の減免を受けることができます。

① 「身体障害者手帳」「戦傷病者手帳」「療育手帳」及び「精神障害者保健福祉手帳」等の交付を受けている人が所有している場合

② 「身体障害者手帳」等の交付を受けている人のうち，18 歳未満又は精神に障害を有する人と生計を一にする人が所有し，その障害のある人のために使用する場合

③ ①に該当する障害者のみで構成する世帯で，常時介護する人が運転する場合

※ ①，②，③に該当する人であっても，当該事由により同じ世帯で，既に「普通自動車税の減免」を受けている場合は，対象となりません。

上記の①，②，③に該当する人で，減免を受けようとする人は，**納期限日**（毎年５月下旬）までに申請を行ってください。

※納期限後の申請は受付できませんのでご注意ください。

● **減免申請に必要な書類は以下のとおりです。**

○ 「身体障害者手帳」「戦傷病者手帳」「療育手帳」及び「精神障害者保健福祉手帳」のいずれか

○ 当該車両を運転する人の運転免許証

○ 軽自動車税納税通知書（納付をしていないもの）

○ 車検証

減免を受けることができる障害の程度

<table>
<tr><th colspan="2">障 害 の 区 分</th><th>身体障害者手帳</th><th>戦 傷 病 者 手 帳</th></tr>
<tr><td colspan="2">視 覚 障 害</td><td>１級から４級までの各級</td><td rowspan="3">特別項症から第４項症までの各項症</td></tr>
<tr><td colspan="2">聴 覚 障 害</td><td>２級及び３級</td></tr>
<tr><td colspan="2">平 衡 機 能 障 害</td><td>３級</td></tr>
<tr><td colspan="2">音 声 機 能 障 害</td><td>３ 級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）</td><td>特別項症から第２項症までの各項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">上 肢 不 自 由</td><td>１級及び２級</td><td>特別項症から第３項症までの各項症</td></tr>
<tr><td rowspan="2">下 肢
不自由</td><td>障害のある方が運転する場合</td><td>１級から６級までの各級</td><td>特別項症から第６項症までの各項症および第１款症から第３款症までの各款症</td></tr>
<tr><td>生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合</td><td>１級から３級までの各級</td><td>特別項症から第３項症までの各項症</td></tr>
<tr><td rowspan="2">体 幹
不自由</td><td>障害のある方が運転する場合</td><td>１級から３級までの各級及び５級</td><td>特別項症から第６項症までの各項症および第１款症から第３款症までの各款症</td></tr>
<tr><td>生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合</td><td>１級から３級までの各級</td><td>特別項症から第４項症までの各項症</td></tr>
<tr><td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害</td><td>上 肢 機 能</td><td>１級及び２級</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>移 動 機 能</td><td>１級から６級までの各級</td></tr>
<tr><td colspan="2">心 臓 機 能 障 害</td><td rowspan="5">１級及び３級</td><td rowspan="5">特別項症から第３項症までの各項症</td></tr>
<tr><td colspan="2">じ ん 臓 機 能 障 害</td></tr>
<tr><td colspan="2">呼 吸 器 機 能 障 害</td></tr>
<tr><td colspan="2">ぼうこう又は直腸の機能障害</td></tr>
<tr><td colspan="2">小 腸 の 機 能 障 害</td></tr>
<tr><td colspan="2">ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</td><td rowspan="2">１級から３級までの各級</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">肝 臓 機 能 障 害</td></tr>
<tr><td colspan="2">療 育 手 帳</td><td colspan="2">「A」又は「Ⓐ」</td></tr>
<tr><td colspan="2">精神障害者保険福祉手帳</td><td colspan="2">１級で次のいずれかに該当する方
・自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方
・医療福祉費受給者証（マル福）をお持ちの方
・障害の治療のため通院されている方</td></tr>
</table>

軽自動車税 Q&A

Q バイクを譲り受けたのですが

わたしは友達からバイクを譲り受けたのですがどうすればいいのですか。

A

市町村で変更できる車種は，125ｃｃ以下の原動機付自転車です。それを超えたものは，運輸支局で変更の手続きをしてください。

利根町や他の市町村で既に廃車手続きが済んでいる場合，譲渡証明書と新名義人の身分証を持参のうえ，利根町役場税務課でナンバープレートと標識交付証明書をもらってください。

現在も利根町で登録がある場合は，標識交付証明書と譲渡証明書，新名義人の身分証を持参のうえ名義変更の手続きをしてください。

Q 農機具を買い換えたときの手続きは

今まで使っていたトラクターを廃棄し，新しく販売店からトラクターを購入しました。ナンバープレートは，今まで付けていたものを取り外し，新しいトラクターに付け替えて使用してもいいのでしょうか。

A

別々の車体に同じナンバープレートを付けることはできません。

まず，今まで付いていたナンバープレートを利根町役場税務課へ返却してください。

次に，購入されたトラクターに対して新しいナンバープレートを交付しますので，身分証のほか，年式や機械番号（車体番号）等を確認するため，販売店が交付する「販売証明書」をご持参ください。

Q 公道を走行しない場合でも

公道を走行しないトラクターでも，ナンバープレートを付けないといけませんか。

A

登録をしていただき，ナンバープレートを付けなければなりません。

トラクター・コンバインなどの農耕車や小型特殊自動車は公道を走らない場合でも軽自動車税の課税対象になります。

Q 所有者が亡くなったら…

原付バイクを所有していた祖父が今年死亡しました。手続きはどうすればいいですか。

A

軽自動車税は車両を所有していることに対して課税される税です。所有者が死亡された場合は，できるだけ速やかに名義を変更するか，もう使用しない車両であれば廃車手続きをおこなってください。

そのままにしておきますと，いつまでも税金がかかることになります。

なお，手続きをされない場合は法定相続人に納税していただくなどの措置をとらせていただきます。

Q 引越したときの手続きは

原付バイクをもって，引越したときの手続きはどうすればいいですか。

A

他の市町村に転出された場合は，転出先の市区町村のナンバープレートを，利根町に転入された場合は，利根町のナンバープレートを付けなければなりません。その場合の登録手続きは，前住所地で廃車の手続きをして廃車証明書を取得し，それを利根町役場に提出すれば新しいナンバープレートが交付されます。しかし，前住所地が遠方にある場合など，これらの手続きが困難な場合に限り，利根町役場にて前住所地のナンバープレートと標識交付証明書を受理し，新しいナンバープレートを交付します。前住所地に対しては，利根町役場から連絡をさせていただきます。（ただし，前住所地へ連絡する場合，正確性を求めるために，車台番号等の情報が必要となりますのでご了承ください。）

町たばこ税

町たばこ税は，卸売販売業者等が町内のたばこ小売店に売り渡したたばこに対して，売り渡しを行った卸売販売業者等に課せられます。

※　卸売販売業者とは，製造たばこの製造者，特定販売業者及び卸売販売業者です。

■納める人

卸売販売業者が町に納めますが，たばこの定価の中には町たばこ税が含まれていますので，実際にはたばこを買う人が税金を負担しています。

■税率（地方税法第 468 条）

町たばこ税の税率は，1,000 本につき６，５５２円です。

■申告と納税

卸売販売業者等が，毎月の売り渡し分をまとめて，翌月末日までに申告納入します。

たばこ１箱の税金

小売定価	国　税		地 方 税		消 費 税	合計税額
	たばこ税	たばこ特別税	道府県たばこ税	市町村たばこ税		
580 円の例（20 本入）	136.04 円	16.40 円	21.40 円	131.04 円	52.73 円	357.61 円

町内でたばこを買っていただくと，たばこ１本につき**約 6.5 円**が利根町の税収となり，その税金は町民のために使われることになります。たばこを買う場合には町内でお買い求めください。





たばこは，町内で買いましょう。

納税方法

町税は，利根町役場，町の指定金融機関及びコンビニエンスストアで納めることができます。

納　付　場　所

利　　根　　町　　役　　場
常　陽　銀　行　本　支　店
水 郷 つ く ば 農 協 本 支 店
水　戸　信　用　金　庫　本　支　店
ゆ う ち ょ 銀 行 ・ 郵 便 局
（QR コードの印字がない場合は，関東各都道府県及び山梨県に限る）
（納期限内に限る）
全国の地方税統一 QR コード対応金融機関
（QR コードの印字がある場合に限る）

【コンビニエンスストア】
「セブンイレブン」「ミニストップ」「ファミリーマート」
「ローソン」「ローソンストア１００」「くらしハウス」
「スリーエイト」「生活彩家」「セイコーマート」
「ハマナスクラブ」「ハセガワストア」
「タイエー」「ＭＭＫ設置店」「ポプラ」
「デイリーヤマザキ」「ニューヤマザキデイリーストア」
「ヤマザキデイリーストアー」「ヤマザキスペシャルパートナーショップ」

納期限を過ぎた場合並びにバーコードの無い払込票は，コンビニエンスストア及びスマートフォンアプリでの納付はできません。

■町税等の納期

税目＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
町県民税（普通徴収）			１期		２期		３期			４期		
固定資産税 都市計画税	１期			２期					３期		４期	
軽自動車税		全期										
国民健康保険税				１期	２期	３期	４期	５期	６期	７期	８期	

■税金の納付が遅れると…

納期限を過ぎても税の納付がない場合，「**督促状**」を発送します。それでもなお納付がない場合は，「**滞納処分（差押え・公売など）**」を行います。また，納期限を過ぎても納付がない税は，「**延滞金**」がかかることになります。

税金は納期限までに納めましょう！

督　促　状	納期限までに納税されない場合には，督促状を送付します。
延　滞　金	納期内に納付された人との公平を保つため，納期限の翌日から納付日までの日数に応じて延滞金がかかります。 **延滞金の利率**は，納期限の翌日から１ヶ月を過ぎるまでは年2.8%，それ以降は年9.1%の割合で計算します。 （令和９年１月１日から延滞金の割合が変更になる場合があります。）
滞納処分	督促状を送付した後に，なお納付がない場合には法令の定めに基づき財産（預金・給与・生命保険・不動産等）の差押・換価を行うこととなります。なお督促状を送付後は，差押等を執行するに当たり事前の予告等を行う決まりはありません。 注）換価とは，預金・給与等の債権を現金化し税に充当すること。また，不動産については，公売により現金化し税に充当することをいいます。

納税方法

■納付が困難な場合

諸事情により納付が困難になられた場合は，税務課収納係までご相談ください。

■口座振替制度

口座振替制度とは，金融機関があなたに代わって，ご指定の口座から各納期の最終日に，自動的に振替えて納税する制度です。

● 口座振替にすると

○ うっかりの納め忘れがなくなります。
○ 窓口で直接納付する手間が省けます。

● ご利用いただける町税等

○ 町県民税（普通徴収分）
○ 固定資産税・都市計画税
○ 軽自動車税
○ 国民健康保険税
○ 後期高齢者医療保険料
○ 介護保険料
○ 下水道受益者負担金
○霊園管理料
○保育料
○老人保護措置費
○放課後児童クラブ費
○住宅資金貸付金
○心身障害者扶養共済掛金

● 申し込み手続き

手続きは，預金口座をお持ちの金融機関の窓口でお願いします。（**役場での手続きはできません**のでご注意ください。）申し込み用紙は，町内の取扱金融機関に備え付けてあります。
また，町外の支店等をご利用になる場合は税務課に申し込み用紙をご請求ください。

● 取扱金融機関

常陽銀行本支店	みずほ銀行本支店
水郷つくば農業協同組合本支店	三井住友銀行本支店
水戸信用金庫本支店	ゆうちょ銀行

● 手続きに必要なものは…

○ 口座番号がわかるもの（預金通帳等）
○ 印鑑（金融機関届出印）

ご注意ください

- 各納期の月末が休日（土・日・祝日）の場合，その翌日に振替されます。
- 手続きは，納税義務者お一人ごと必要になります。
- 納税義務者や口座の変更をする場合は，新たに手続きが必要です。

納税方法

■スマートフォンアプリを利用した納付

納付書のバーコードをお手持ちのスマートフォンで読み込むことにより，日時や場所を問わず納付ができます。

● 対応アプリ

ＰａｙＰａｙ（請求書払い），楽天ペイ（請求書払い），ＡＥＯＮ Ｐａｙ（請求書払い），ＦａｍｉＰａｙ（請求書払い），ＰａｙＢ

● 口座振替済及びスマーフォンアプリ納付済の通知

口座振替やスマートフォンアプリで納付した方には６月中旬に継続検査用納税証明書を郵送しておりましたが，令和５年１月から軽自動車税納付確認システム（軽 JNKS）が始まったため，二輪の小型自動車のみ継続検査用納税証明書を送付します。

■地方税統一 QR コードを利用した納付

QR コードを利用した納付方法が利用可能です。

● パソコンやスマートフォンを使用して納付する。

納付書に印刷された QR コードを読み取ることにより，「地方税お支払いサイト」を利用して納付できます。

● 金融機関窓口に納付書を持参して納付する。

従来の納付書は，町が指定する金融機関以外で納付する場合には，金融機関に対する手数料を別途支払う必要がありましたが，QR コードが読み取り可能な金融機関であれば，指定する金融機関以外でも手数料不要で窓口納付ができます。

※詳しくは地方税共同機構ホームページや地方税お支払いサイトをご覧ください。

税務証明

■税務証明の種類

税の種類		証明書の種類	手数料	委任状
住民税	個　人	所　得　証　明　書	1件300円	○
		課　税　証　明　書		○
		非　課　税　証　明　書		○ ※同一世帯の親族の方からの請求のみ不用とします。
	法　人	所在証明書（軽自動車登録用）	300円	×
固定資産税		評価証明書（土地・家屋・償却資産）	1件300円	○
		資産証明書（土地・家屋償却資産）		
		公課証明書（土地・家屋・償却資産） （1筆1棟ごとの固定資産税・都市計画税相当額の記載）		
		名寄帳兼（補充）課税台帳	1件300円 （コピー代1枚10円）	
		住宅用家屋証明書	1件1,300円	×
		家屋現況・滅失確認証明書	1件300円	
軽自動車税（種別割）		車検用納税証明書	無料	×
全税目		納　税　証　明　書	1税目300円	○
		納税証明書（未納のない証明）	1件　300円	

注）・納税証明書は，1税目につき300円です。（例：住民税と固定資産税⇒2税目＝600円）
- 住民税（個人）の証明書には，証明年度の前年中の所得が記載されます。
- 軽自動車税の納税証明を請求する場合は，車検証，または車検証のコピーをご持参ください
- 納税後，すぐに納税証明が必要な場合は，納税済の領収書をお持ちください。
- 児童手当用・就学支援金用・特定疾患用は，町内居住の方に限り無料です。
- **本人以外の方が請求する場合には，「委任状」が必要となります。**

■申請に必要なもの

本人の場合 **（法人の場合は代表者本人）**	● 本人（法人の場合は代表者本人）であることを確認できる書類
代理人の場合	● 本人（法人の場合は代表者本人）からの委任状 ● 代理人自身であることを確認できる書類
相続人の場合	● 納税義務者の死亡が確認できる書類（住民票の除票・戸籍謄本など） ● 死亡した納税義務者との相続関係が確認できる書類（戸籍謄本など）

本人・代理人自身であることを確認できる書類とは

運転免許証，マイナンバーカード，旅券（パスポート），健康保険証など，官公庁またはそれに準ずる機関が発行したもので，住所，氏名等の確認ができるものです。本人になりすました虚偽の届出や，不正な手段による証明書の請求を防ぐため，運転免許証や保険証などで，本人確認を行っています。ご理解とご協力をお願いいたします。

税務証明

■郵送による請求

利根町から転出，または仕事などで窓口に来られない場合には，下記の要領にしたがって郵送による請求ができます。

● 郵送していただくもの

- ○ 証明交付申請書（便せんなどに下記のようにお書きください。）
- ○ 申請者本人の住所，氏名が確認できる書類のコピー
 （申請者が代理人の場合は，代理人の住所，氏名が確認できる書類のコピー）
- ○ 相続人が申請する場合には，納税義務者の死亡が確認できる書類のコピー
 （住民票の除票・戸籍謄本など）及び死亡した納税義務者との相続関係が確認できる書類のコピー（戸籍謄本など）
- ○ 1 件につき 300 円分の定額小為替（郵便局で購入し無記名のまま同封してください。）
- ○ 委任状（申請者が，本人から権限を委任された代理人の場合）
- ○ 返信用の封筒（所定の切手を貼って，住所・氏名を記入した定型封筒）

証 明 交 付 申 請 書

※見　本

利根町長　宛

証明年度	令和〇〇年度（令和△△年の所得）
証明書の種類	課税証明書　〇通
現　住　所	〇〇県〇〇市〇〇町〇―〇―〇
利根町に住んでいたときの住所	利根町〇〇　×××番地
氏　　名	利根　太郎
生年月日	△△〇〇年〇〇月〇〇日
連絡先電話番号	×××―×××―××××

上記のとおり申請します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

＊証明交付申請書類及び委任状様式は，利根町ホームページから下記の手順でダウンロードができます。

http://www.town.tone.ibaraki.jp/

利根町ホームページ（トップ） ⇨ くらし ⇨ 税金 ⇨ 税務関連様式

■委任状の書き方

税の証明書には，他の人に知られたくない個人の秘密（プライバシー）が数多く記載されています。

この情報を本人の承諾なしに，他の人にお教えすることはできません。

したがって，ご家族の人であっても本人の意思が確認できる委任状をお願いして，細心の注意を払って証明書を発行しています。

お手数とは存じますが，趣旨をご理解いただき，ご協力くださるようお願いいたします。

委任状は，委任者本人が作成してください。

委　　任　　状

※見　本

代　理　人　　住　所　　利根町布川〇〇〇番地

氏　名　　利　根　　太　郎　　印

△△〇〇年〇〇月〇〇日生

私儀都合により上記の者を代理人に選任し令和〇〇年度　〇〇証明書交付申請に関する権限を委任します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

委　任　者　　住　所　　利根町布川〇〇〇番地

氏　名　　茨　城　　一　郎　　印

△△〇〇年〇〇月〇〇日生

利根町長　　〇　〇　〇　〇　宛

※本委任状につきましても，町ホームページからダウンロードが可能です。

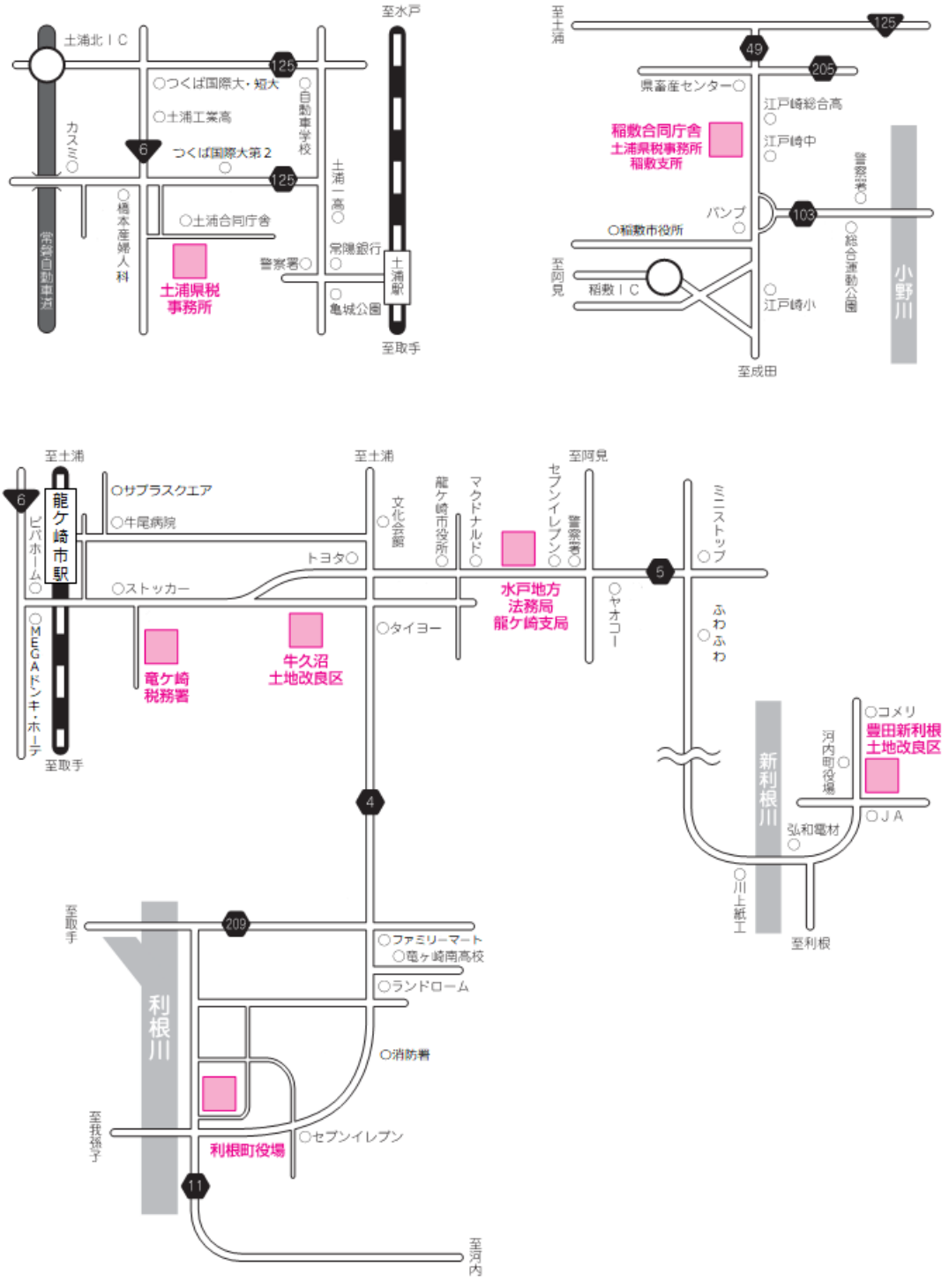




諸税に関するお問い合わせ

名　　称			所　在　地	電話番号
利根町役場	税務課	町民税係 個人町民税 軽自動車税 法人町民税 資産税係 土地・家屋 償却資産 収納係	〒300―1696 利根町布川 841－1 代表　0297(68)2211	町民税係 (内線)203・204・205 資産税係 (内線)206・207・208 収納係 (内線)202・210
	保険年金課	国民健康保険係 医療年金係 後期医療係		国民健康保険係 (内線)172・173・174 医療年金係 (内線)176・177 後期医療係 (内線)175・178
竜ケ崎税務署			〒301―8601 龍ケ崎市川原代町 1182－5	0297(66)1303
茨城県土浦県税事務所			〒300―0051 土浦市真鍋 5－17－26 土浦合同庁舎第一分庁舎	029(822)7176
土浦県税事務所　稲敷支所			〒300―0593 稲敷市江戸崎甲 541	029(892)6111
水戸地方法務局龍ケ崎支局			〒301―0822 龍ケ崎市 2985	0297(62)0225
豊田新利根土地改良区			〒300―1324 河内町源清田 5960	0297(84)2226
牛久沼土地改良区			〒301―0005 龍ケ崎市川原代町 2640－1	0297(62)0536

関係機関案内図


至水戸
土浦北ＩＣ
125
○つくば国際大・短大
○自動車学校
○土浦工業高
カスミ○
6
つくば国際大第２
125
土浦一高○
常磐自動車道
○橋本産婦人科
○土浦合同庁舎
土浦県税事務所
常陽銀行○
警察署○
土浦駅
○亀城公園
至取手
至土浦
125
49
205
県畜産センター○
江戸崎総合高○
稲敷合同庁舎
土浦県税事務所
稲敷支所
江戸崎中○
警察署○
パンプ○
103
○稲敷市役所
○総合運動公園
小野川
至阿見
稲敷ＩＣ
○江戸崎小
至成田
至土浦
至土浦
至阿見
6
龍ケ崎市駅
ピバホーム○
○サプラスクエア
○牛尾病院
文化会館○
龍ケ崎市役所○
マクドナルド○
セブンイレブン○
警察署○
ミニストップ○
トヨタ○
○ストッカー
水戸地方法務局龍ケ崎支局
5
○ヤオコー
ふわふわ○
○MEGAドン・キ・ホーテ
竜ケ崎税務署
牛久沼土地改良区
○タイヨー
至取手
4
新利根川
○コメリ
豊田新利根土地改良区
河内町役場○
○ＪＡ
弘和電材○
○川上紙工
至利根
至取手
209
○ファミリーマート
○竜ケ崎南高校
利根川
○ランドローム
○消防署
至我孫子
利根町役場
○セブンイレブン
11
至河内